

私立学校振興助成法第 14 条の規定に基づく収支予算書の届出について（通知）の一部改正について（通知）

令和 4 年 3 月 8 日 3 生私行第 4349 号  
(学校法人理事長あて東京都生活文化局私学部長通知)

収支予算書の届出方法等については、平成 28 年 1 月 19 日付け 27 生私行第 3159 号通知によりお示ししてきたところです。

このたび、令和 4 年 3 月 3 日付け 3 生私行第 4293 号により貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類の届出に係る扱いを一部変更したことに伴い、本通知「3 様式等」を下記のとおり改めますので、通知します。

記

3 様式等

( 1 ) 変更なし

( 2 ) 変更なし

( 3 ) 収支予算書が紙媒体である場合には、表紙、資金収支予算書、人件費支出予算内訳表及び事業活動収支予算書の順序とし、袋とじて届け出ること。

なお、予算書類の用紙は、日本産業規格 A 4 判を縦に用いること。ただし、人件費支出予算内訳表については、この限りではない

( 4 ) 収支予算書が電子形式である場合には、表紙、資金収支予算書、人件費支出予算内訳表及び事業活動収支予算書を一体の電子形式ファイルにして、電磁的方法で届け出ること。

( 5 ) 届出に当たっては、理事長及び計算書類作成者の記名がある送付状（令和 4 年 3 月 3 日付け 3 生私行第 4293 号別添様式第 1 号）を添付すること。

なお、収支予算書を電子形式で届け出の場合、送付状はそれらとは一体にせず別の電子形式ファイルとして電磁的方法により届け出ること。